

第2回「SPV スキーム持分に係るモデル契約有識者検討会」議事次第

日時： 令和8年4月13日（月）15：00～

場所： 太陽生命日本橋ビル12階・証券団体会議室

1. SPV スキーム持分に係るモデル契約書について（本柳委員）
2. 討議
3. 閉会

（配付資料）

資料1 「匿名組合契約書_ひな形」

資料2 「持分譲渡契約書_ひな形」

資料3 「秘密保持契約書_ひな形」

（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 本柳委員作成）

以 上

匿名組合契約書

以下に記載される匿名組合員（以下「本匿名組合員」という。）及び●（以下「営業者」という。）は、●年●月●日付で、以下のとおり匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」という。）を締結する。

第1条 （本匿名組合契約の締結）

本匿名組合員は、本匿名組合契約の定めに従い、本営業（別に定める「匿名組合契約約款」（以下「本約款」という。）に定義する。）のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとする。営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づく営業者及び本匿名組合員間の関係が商法（明治32年法律第48号）第2編第4章に定める匿名組合における営業者と匿名組合員の関係にあたることを確認する。また、営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法上の匿名組合契約としての性格を失わないことを条件として、本匿名組合契約の条項が同法の任意規定に優先して適用されることに合意する。

第2条 （主要条件）

本匿名組合契約に基づいて組成される匿名組合（以下「本匿名組合」という。）の主要な条件は、本匿名組合契約の別紙（主要条件）に定めるとおりとする。

第3条 （本匿名組合出資金の支払い）

本匿名組合員が、本匿名組合契約に基づき出資を約束した出資金（以下「本匿名組合出資金」という。）は、私募集扱業者（本約款に定義する。）が別途提供する支払いに係る通知に基づいて、支払われるものとする。

第4条 （契約締結前交付書面等の確認）

本匿名組合員は、本匿名組合契約の締結にあたり金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条の3第1項の規定により交付された「契約締結前交付書面」を受け取り、内容をよく理解したことを確認する。

第5条 （本約款の適用）

本匿名組合契約のその他の条項については、本約款の規定に従うものとする。

以上の証として、本匿名組合契約書原本 2 通を作成し、本匿名組合員及び営業者が、これに記名押印の上、各 1 通を保有する。

(本匿名組合員)

[住所]

[氏名]

(営業者)

[住所]

[名称]

[代表者] : ●

別紙（主要条件）

本匿名組合の主要な条件は以下のとおりとする。

主要条件	内容
匿名組合（ファンド）名	●匿名組合
募集期間	●年●月●日から●年●月●日まで
本件ファンド成立日	●年●月●日
本匿名組合契約締結の日	●年●月●日
本匿名組合員	[住所] [氏名]
営業者	[住所] [名称] [代表者]：●
私募取扱業者	[住所] [名称] 金融商品取引業登録番号：関東財務局長（金商）第●号 代表取締役：●
運用会社	[住所] [名称] 金融商品取引業登録番号：関東財務局長（金商）第●号 代表取締役：● 運用責任者：●
出資口数	1口（一口●万円）
本匿名組合員出資金	●円 （販売手数料、営業者管理報酬、運用会社管理報酬及び成功報酬を含む。）
契約期間	本匿名組合契約締結の日から●年●月●日まで
計算期間	毎年●月●日から●月●日まで
上半期	毎年●月●日から●月●日まで
下半期	毎年●月●日から●月●日まで
運用先有価証券 （予定、運用会社の指図に従う。）	●
販売手数料	各本匿名組合員出資金の●%（消費税別）
営業者管理報酬	年率：本匿名組合員出資金の●%（消費税別）
運用会社管理報酬	年率：本匿名組合員出資金の●%（消費税別）
成功報酬	本匿名組合における処分収益及び配当収益の合計から全匿名組合員出資金を控除した額に●%を乗じ、本匿名組合員出資金割合を乗じた金額（消費税別）

匿名組合契約約款

第1条 (適用範囲)

本匿名組合員及び営業者は、本約款が、本匿名組合員及び営業者の間で締結される本匿名組合契約第5条の規定に基づき、本匿名組合契約の権利義務について規定したものであることを確認する。

第2条 (定義)

1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとする。

- (1) 「運用会社」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金商法」という。）第28条第4項に定める投資運用業を行うことにつき金商法第29条の登録を受けた者であって、本匿名組合契約別紙（主要条件）に定める運用会社をいう。
- (2) 「運用先有価証券」とは、全匿名組合員出資金を元に営業者が取得する有価証券をいう。
- (3) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。
- (4) 「計算期間」とは、本匿名組合契約別紙（主要条件）に記載する期間をいう。但し、初回の計算期間は、本件ファンド成立日から開始するものとする。
- (5) 「私募取扱業者」とは、金商法第28条第2項に定める第二種金融商品取引業を行うことにつき金商法第29条の登録を受けた者であって、本匿名組合契約別紙（主要条件）に定める私募取扱業者をいう。
- (6) 「処分収益」とは、運用先有価証券について処分等により受領した売却時諸費用等控除後の金銭をいう。
- (7) 「処分等」とは、運用先有価証券について売却その他の処分、取得、償還、売却、買受け、払戻し、又は弁済がなされることをいう。
- (8) 「全匿名組合員」とは、本匿名組合員及びその他匿名組合員の全てを総称していう。
- (9) 「全匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合員出資金の総額をいう。
- (10) 「全匿名組合員出資口数」とは、本匿名組合員の出資口数及びその他匿名組合員の出資口数の合計をいう。
- (11) 「全匿名組合契約」とは、本匿名組合契約及びその他匿名組合契約の全ての総称をいう。
- (12) 「その他収益」とは、本営業に係るその他の収益金から当該収益金に係る諸費用

等控除後の金銭をいう。

- (13) 「その他匿名組合員」とは、本営業について、本匿名組合員以外に営業者に対し匿名組合出資を行う者をいう。
- (14) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいう。
- (15) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、その他匿名組合員がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額及び手数料等を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいう。
- (16) 「投資一任契約」とは、金商法第2条第8項第12号に定めるものであつて、営業者と運用会社との間で締結され、本約款別紙1「投資一任契約の概要」にその概要を示す投資一任契約（その後の変更を含む。）をいう。
- (17) 「配当収益」とは、運用先有価証券に係る配当から当該受領に要した諸費用等控除後の金銭をいう。
- (18) 「振込指定口座」とは、本匿名組合契約に基づき資金を本匿名組合員に返金・出金する場合の振込先として本匿名組合員が予め営業者に届け出る銀行預金口座をいう。
- (19) 「本営業」とは、全匿名組合契約に基づく出資の対象となる営業者による運用会社への運用の委託を通じての運用先有価証券の運用に関する事業であり、具体的には①有価証券の売買契約又は投資契約の締結、並びに同契約に基づく運用先有価証券の購入その他権利の行使及び義務の履行、②運用先有価証券の所有者としての権利の行使及び義務の履行、③運用先有価証券の管理・運用及び処分、④全匿名組合契約の締結及び全匿名組合出資金の受入れその他の権利の行使及び義務の履行、⑤全匿名組合契約及び本営業において必要となる費用及び手数料を負担し、支出すること、⑥投資一任契約を運用会社との間で締結し、本匿名組合員及びその他匿名組合員のために運用先有価証券の運用を行う権限の全部を運用会社に対し委託するとともに、同契約に基づく権利の行使及び義務の履行を行うこと、⑦私募取扱業者（私募取扱業者から当該私募の取り扱いにつき再委託を受けた者を除く。）と私募の取扱契約を締結し、本匿名組合契約に基づく出資持分の取得の申込みの勧誘を委託するとともに、同契約に基づく権利の行使及び義務の履行を行うこと、並びに⑧上記各号に関連又は付随する一切の行為を行うことをいう。
- (20) 「本営業専用銀行預金口座」とは、全匿名組合員出資金その他の本営業に係る財産を営業者が行う他の事業に係る財産及び営業者の固有財産と分別して管理する目的で営業者が開設する銀行預金口座をいう。
- (21) 「本契約期間」とは、本匿名組合契約別紙（主要条件）に定める契約期間をいう。
- (22) 「本件ファンド成立日」とは、本匿名組合契約別紙（主要条件）に定める本件

ファンド成立日をいう。

(23) 「本匿名組合員出資金」とは、第 3 条の規定に従い、本匿名組合員が本営業のために出資した出資金をいう。

(24) 「本匿名組合員出資金割合」とは、本匿名組合員出資金の全匿名組合員出資金に対する割合をいう。

(25) 「本発行者」とは、運用先有価証券の発行者をいう。

- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とする。
- 3 上記に定めるものの他、本約款の用語は、本匿名組合契約で定められた意味を有するものとする。

第 3 条 (出 資)

- 1 本匿名組合員が、本営業のために営業者に投資する本匿名組合員出資金の額は、本匿名組合契約別紙（主要条件）の金額とする。但し、第 3 条第 5 項に従い本匿名組合員出資金の一部が本匿名組合員に返金された場合、当該返金以降は、1 口あたりの本匿名組合員出資金は、返金された 1 口当たりの本匿名組合員出資金の金額を控除した金額とする。
- 2 本匿名組合員は、私募取扱業者が本匿名組合員に別途提供する出資金等の支払いに係る通知に従い、前項に定める本匿名組合員出資金を本営業専用銀行預金口座に送金しなければならない。なお、その際の振込手数料は本匿名組合員が負担するものとする。
- 3 前項の通知に定める期限までに、第 1 項に定める本匿名組合員出資金全額の送金がない場合には、当該期限までに実際に送金された金員の額（但し、第 1 項に規定する 1 口の金額に満たない端数は控除する。）を、本匿名組合員出資金とする。この場合には、私募取扱業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合出資金の額を変更した匿名組合契約書を送付する。当該送金がない場合又は当該送金に係る金額の総額が第 1 項に規定する 1 口の金額に満たない場合、本匿名組合契約は自動的に解除されたものとみなす。
- 4 前項の規定に基づき、本匿名組合員出資金とはならない金員がある場合には、営業者は第 2 項の通知に定める期限経過後 30 日以内に、当該金員を振込指定口座に送金するものとする。なお、その際の振込手数料は本匿名組合員が負担するものとする。
- 5 運用先有価証券の取得の一部が実行されなかった場合、営業者は、第 2 項に従い受領した本匿名組合員出資金のうち運用先有価証券の取得に充てられなかった金員から本営業に伴う費用の支払いのために合理的に必要と見込まれる額を控除した金額を振込指定口座に送金するものとする。なお、その際の振込手数料は営業者が負担するものとする。

第4条 (本営業の遂行)

- 1 営業者は、本営業の遂行のため、本匿名組合の名において本営業を決定し、執行し、裁判上及び裁判外において本匿名組合を代表するものとする。
- 2 営業者は、第6条に基づき私募取扱業者に対して本匿名組合契約に基づく出資持分の取得の申込みの勧誘を委託しており、第7条に基づき運用会社に対して運用を行う権限を委託している。
- 3 営業者は、その裁量及び責任において、適当と認める者に本組合の事務の一部を委任又は準委任することができる。
- 4 営業者又はその委託を受けた運用会社は、匿名組合員から、本発行者に対する議決権行使に関する意見聴取を行うことができる。但し、営業者は、かかる意見に拘束されないものとする。
- 5 営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとする。

第5条 (本匿名組合員の権限・権利)

- 1 本匿名組合契約に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員は、本営業の執行、本営業に関する意思決定及び本営業に関する営業者の代理を行う権限を一切有しないものとする。
- 2 本匿名組合員は、本発行者に対する議決権の行使につき営業者に対して指図をすることはできず、また、訴訟上、訴訟外を問わず、本発行者に対して、直接運用先有価証券に基づく権利行使その他の請求又は連絡をしないものとする。
- 3 営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとする。

第6条 (投資勧誘の委託)

- 1 本匿名組合員及び営業者は、私募取扱業者による本匿名組合契約に基づく出資持分の取得の申込みの勧誘に対して本匿名組合員が自らの判断と責任により本匿名組合契約を締結して出資するものであり、本匿名組合契約の締結に際し、私募取扱業者以外の営業者その他の第三者により本匿名組合出資持分の勧誘が行われたことはないことを確認する。
- 2 本匿名組合員は、私募取扱業者が、本匿名組合契約に関して、以下の行為を行うこと又は行ったことを確認する。
 - (1) 本匿名組合契約に基づく本匿名組合出資持分について、私募取扱業者が営業者の

委託を受けて行う取得の申込の勧誘

- (2) 本匿名組合契約の締結の媒介
 - (3) 本匿名組合契約の締結にあたり法令等による営業者又は私募取扱業者が本匿名組合員に対して行う書面等の交付
- 3 営業者は、本匿名組合員出資金の中から、私募取扱業者に対して販売手数料を支払うものとする。

第7条 (投資運用の委託)

- 1 営業者は、投資一任契約に従い、投資運用業（金商法第28条に定める定義に従う。）を行う金融商品取引業者（金商法第2条に定める定義に従う。）である運用会社に対し、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、責任財産（第17条第1項に定義する。以下同じ。）の運用を行う権限を全て委託する。
- 2 営業者は、本匿名組合員出資金の中から、運用会社に支払う運用会社管理報酬相当額として、本匿名組合契約別紙（主要条件）に定める運用会社管理報酬を本契約期間合計額として分別管理したうえ、投資一任契約の定めに従って運用会社に支払うものとする。
- 3 本匿名組合契約が、本契約期間の満了前に終了した場合には、投資一任契約に従い運用会社に対して既に支払済みの運用会社管理報酬相当額を控除した金額を、本匿名組合員に返還するものとする。
- 4 営業者は、本匿名組合員出資金の中から、運用会社に対して成功報酬を支払うものとする。
- 5 営業者は、運用会社をして、法令の規定及び本匿名組合契約の趣旨に従い、投資一任契約に定める投資運用業務を、本匿名組合員に対し善良な管理者の注意をもって、かつ、本匿名組合員のため忠実に遂行させるものとし、投資一任契約にこれを確保するための規定を設けるほか、これを確保するために必要な行為を行う。
- 6 運用会社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第128条第1号若しくは第3号又は第129条第1項第1号若しくは第6号に掲げる行為に該当するものを除き、取引を行うおおうとする理由の説明を行い、全匿名組合員の同意を得なければ、自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産（金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。）との間における取引を行うことを内容とした運用（以下「自己取引等」という。）を行うことができないものとし、営業者は、運用会社をして、本項において認められる場合を除き、自己取引等を行わせないものとする。
- 7 営業者は、自己取引等を行う場合には、業府令第128条第2号ロ又は第129条第1項第2号ロに従って認められる公正な価格により取引しなければならないものとする。
- 8 営業者は、金商法第42条の4の規定する方法に準ずる方法により、運用財産と自己の

固有財産及び他の運用財産とを分別して管理するものとし、運用会社は、本項の規定に従った営業者による運用財産の分別管理を監督するものとする。

- 9 投資一任契約に定める事由を除き、営業者は、本匿名組合員の承諾を得ない限り、投資一任契約を終了させることはできないものとする。
- 10 本約款別紙1「投資一任契約の概要」の「3. 投資一任契約の解除に関する事項」に従い、営業者と運用会社が締結した投資一任契約が解除された場合、営業者は新規の運用会社の採用につき、以下の事項につき最善を尽くすこととする。

(イ) 運用委託先の選定

本匿名組合契約締結時の運用会社と比較して、運用会社としての体制、市場評価、信頼性等において、劣後する運用会社の採用を行わないように最善を尽くすこととする。

(ロ) 管理報酬及び成功報酬

本匿名組合契約締結時の管理報酬及び成功報酬の水準において、劣後する管理報酬及び成功報酬の採用を行わないように最善を尽くすこととする。

第8条 (財産の帰属及び管理)

- 1 本匿名組合員が本匿名組合契約に基づいて営業者に対して出資した金銭及び運用先有価証券その他本営業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分を有しないものとする。
- 2 営業者は、全匿名組合員出資金及び本営業に関し本発行者から受領する配当金又は処分等により受領する処分収益を、本匿名組合契約及びその他匿名組合契約に従って本匿名組合員及びその他匿名組合員に対する分配その他本営業に係る各種支払いに充てるまでの間、本営業専用銀行預金口座にて管理し、営業者が行う他の事業に係る財産及び営業者の固有財産とは分別して管理する（特に、全匿名組合員出資金については、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）（以下「業府令」という。）業府令第125条各号記載の基準を全て充足する態様により管理するものとする。）。

第9条 (損益の帰属)

- 1 本営業により各計算期間中に生じた収益（次項において定義する。以下同じ。）又は費用（次項において定義する。以下同じ。）は、本条の定めに従い各計算期間の末日において、その時点における本匿名組合員出資金割合に応じて、本匿名組合員に帰属する。
- 2 「収益」及び「費用」とは、それぞれ、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先

するものとする。)に従い決定される本営業の遂行から生じるもので、「収益」は以下の金銭の合計とする。なお、当該計算期間に係る収益の受領日が営業日でない等の理由で第2条第2項に準じて次期計算期間に帰属する場合であっても、当該計算期間の収益として扱うものとする。

- (1) 配当収益
- (2) 処分収益
- (3) その他収益

また、「費用」は以下の合計とする。なお、当該計算期間に係る費用の発生日が営業日でない等の理由で第2条第2項に準じて次期計算期間に帰属する場合であっても、当該計算期間の費用として扱うものとする。

- (1) 租税公課
- (2) 販売手数料
- (3) 営業者管理報酬
- (4) 運用会社管理報酬
- (5) 成功報酬
- (6) その他営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料
- (7) 運用先有価証券の処分等に伴う譲渡損失
- (8) その他営業者が本営業を実施するために必要となる費用

- 3 営業者は、市場価格が存在しない運用先有価証券については、その投資原価の回収の見込みが全くなくなった場合を除き時価評価しないものとする。
- 4 各計算期間において収益から費用を控除した結果、正の金額となり、利益（以下「当期利益」という。）が生じた場合、当期利益に対し、当該計算期間末日における本匿名組合員出資金割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」という。）が本匿名組合員に帰属する。
- 5 各計算期間において収益から費用を控除した結果、負の金額となり、損失（以下「当期損失」という。）が生じた場合、当期損失に対し、当該計算期間末日における本匿名組合員出資金割合を乗じて得られる金額が本匿名組合員に帰属する。但し、かかる損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失の累計額が本匿名組合員出資金の額を超過する場合には、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとし、累積損失は翌事業年度以降に繰り越され、翌事業年度以降の利益をもって補填されるものとする。
- 6 各当事者は、本匿名組合契約に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税の全て（本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含む。）につき、自らこれを負担するものとする。なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとする。
- 7 本条の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第10条 (営業者管理報酬)

- 1 営業者は、第3条第1項に定める本匿名組合員出資金の中から本匿名組合契約別紙(主要条件)記載の営業者管理報酬を分別管理したうえ、各計算期間ごとに営業者管理報酬を各計算期間開始月の翌月末までに、それぞれ受領するものとする。
- 2 本匿名組合契約が、本契約期間の満了前に終了した場合には、営業者は、既に受領済みの営業者管理報酬を控除した金額を、本匿名組合員に返還するものとする。

第11条 (現金の分配)

- 1 営業者は、処分収益、配当収益及びその他収益については各計算期間の末日から3か月以内の営業者の指定する日(以下それぞれ「現金分配日」という。)において、当該現金分配日の直前の営業日における本営業専用銀行預金口座内の現金から、当該現金分配日までに営業者が第三者に対し支払うべき金額及び本営業専用銀行預金口座内に留保すべき金額(営業者が合理的に決定するものとする。)を控除した金額(もしあれば)(以下「分配可能金額」という。)を基礎として、以下の計算式で得られる金額の分配を行うものとする。現金分配日における分配可能金額が、本匿名組合員の配当利益の金額の合計額(第3項に基づき繰り延べられた未払分配金相当額を含む。)を超える場合、営業者は、その超過額を、出資の価額の一部又は全部返還として本匿名組合員に返還するものとする。

一口当り分配金額＝分配可能金額÷全匿名組合員出資口数(1円未満切捨)

分配金額＝一口当り分配金額×出資口数

- 2 本匿名組合員出資金の返還により本匿名組合員出資金の全額を返還した場合においても、第14条及び第15条に基づき契約が終了する場合を除き本匿名組合契約は存続するものとする。
- 3 第1項により本匿名組合員に対し分配することができる現金の金額が、配当利益の金額に満たない場合には、当該不足した配当利益の分配は翌計算期間以降に繰り延べられるものとし(以下本項により繰り延べられた金額を「未払分配金」という。)、営業者は、翌計算期間以降において分配可能金額に対し本匿名組合員出資金割合を乗じて得られる金額の範囲内において、本匿名組合員に対し、未払分配金を第1項に基づく分配に優先して分配する。
- 4 本条により全匿名組合員に対し分配を行う場合、営業者は、各匿名組合員に対し、遅滞なく、①処分収益の分配の場合には、その分配に係る金銭の明細、発行者の事業の状況、当該分配の理由その他適切と考える事項を、②その他収益又は配当収益の分配の場合には、当該収益の明細、当該分配の理由その他適切と考える事項を、書面により通知するものとする。

- 5 営業者は、本条により計算された現金分配額を、現金分配日において、振込指定口座に振り替えるものとする。なお、その際の振込手数料は本匿名組合員が負担するものとする。

第12条 (会 計)

- 1 本匿名組合の上半期及び下半期は、本匿名組合契約別紙（主要条件）に記載する期間をいう（以下、上半期及び下半期を「半期」と総称する。）。なお、最初の半期は本件ファンド成立日から開始するものとする。
- 2 営業者は、本営業に関連する全ての取引について、第9条第2項の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる会計基準（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとする。）に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとする。

第13条 (情報提供)

- 1 営業者は、各半期の終了より3か月以内に、下記の情報を全匿名組合員に提供する。但し、営業者は初回の半期についての提供を省略することができる。また、当該半期に関する金商法第42条の7第1項に基づく情報の提供をもって下記の情報の提供に代えることができる。
 - (1) 当該半期末日における運用財産の状況として次に掲げる事項
 - ① 金銭の額
 - ② 有価証券の銘柄、数及び価額
 - (2) 各半期における運用の状況として次に掲げる事項
 - ① 取引を行った日
 - ② 取引の種類
 - ③ 金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名
 - ④ 有価証券の売買その他の取引ごとに有価証券の銘柄、数、価額及び売付け等又は買付け等の別
- 2 営業者は、前項の情報を提供する際に、全匿名組合員対して本営業の貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書類を提供する。
- 3 営業者は、各半期の終了より3か月以内に、本約款別紙2「資産運用状況表」に従い、以下の情報を全匿名組合員に提供する。但し、営業者は初回の半期についての提供を省略することができる。
 - (1) 運用先有価証券の状況
 - (2) 本匿名組合の1口あたり純資産額
- 4 営業者は、前項各号の情報提供を行うため、本発行者への投資を実行する際、当該本

発行者との間で、営業者が本発行者から前項各号の情報提供に必要な情報提供を受けること及び本匿名組合員が営業者経由で情報提供を受けることを許容する内容の投資契約を締結するものとする。

- 5 営業者は、以下の各場合には、速やかに当該事項及び影響の詳細、その対処方法及び営業者が必要と認めるその他の情報を本匿名組合員に対し通知するものとする。
 - (1) 営業者が本営業に関し保有する運用先有価証券の資産価値若しくは本営業の収益又は費用に大きな影響を与え得る事由が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合
 - (2) 営業者に対し、訴訟、仲裁又はその他の法的手続が提起された場合
 - (3) その他本営業に係る重要な事項が生じたことを営業者が知った場合

第14条 (本匿名組合契約の終了)

- 1 本匿名組合契約は、契約期間が満了した場合、募集期間終了後6か月以内に運用先有価証券の取得が行われなかった場合及び本営業に基づく運用先有価証券の処分等に係る分配が全て完了した場合に終了するものとする。なお、「分配を全て完了した場合」には、次の各場合を含むものとする。
 - (1) 本発行者の全部について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本発行者に適用ある倒産手続開始の決定がなされ、当該手続において、運用先有価証券に関する最後配当（又はこれに類似する手続）を受け、その分配を完了した場合（外国におけるこれらと同様の手続が完了した場合を含むものとする。）
 - (2) 本発行者の全部について特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。）が開始され、当該手続において示された運用先有価証券に関する返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、本発行者より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した場合（外国におけるこれらと同様の手続が完了した場合を含むものとする。）
- 2 営業者又は本匿名組合員が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとする。
- 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとする。

第 15 条 （本匿名組合契約の解除）

前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとする。

- (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し、破産手続を除く。）の開始決定がなされた場合
- (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
- (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者と本匿名組合員が協議の上、本営業の終了を決定した場合
- (4) 本匿名組合員が、(a)本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を 10 日以上遅滞したか、又は(b)本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合（但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行われた後 30 日間かかる懈怠又は違反が継続した場合に限る。）

第 16 条 （本匿名組合契約の終了時の処理）

前二条に基づき本匿名組合契約が終了した場合、営業者は、相当と認める方法により本営業（全匿名組合契約が終了していない場合には本匿名組合員に係る部分に限る。）を清算し、本匿名組合員に対して、残余財産を返還するものとする。但し、本匿名組合契約が終了した場合において、本匿名組合員に対する出資の価額の返還により本営業の遂行が不可能又は著しく困難になるおそれが合理的に認められる場合、営業者は、適用法令で認められる範囲において、出資金の返還を延期することができるものとし、本匿名組合員はかかる清算方法について異議なく承諾し、これを撤回しないものとする。

第 17 条 （責任財産限定特約、強制執行不申立）

- 1 営業者による本匿名組合契約に基づく債務の支払は、営業者が本匿名組合契約に基づき取得又は受け入れた財産、その他本営業に関して取得し又は受け入れた財産（以下「責任財産」という。）のみを引当として、その範囲内でのみ行われ、営業者の有する他の資産には一切及ばないものとし、本匿名組合員はこれを異議なく承諾し、これを撤回しないものとする。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づき営業者に対して取得する債権の回収を図るため、営業者のいかなる財産についても差押、仮差押その他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立を行わないものとする。
- 3 本匿名組合員は、第 16 条に基づく清算の終了時点において、本匿名組合契約に基づく

営業者の未払債務が残存する場合には、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとする。

第18条（通知）

- 1 本匿名組合契約に基づく通知は全て書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は対面による手交、又は各当事者の住所宛の郵便により行われるものとする。
- 2 本匿名組合員が営業者所定の方法により営業者に届け出たメールアドレス、住所宛に営業者からなされた本匿名組合契約に基づく諸通知が、転居、不在その他本匿名組合員の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとする。

第19条（譲渡制限）

- 1 本匿名組合員は、営業者の事前の書面（電子的手段を含む。）による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本匿名組合契約に基づく権利又は義務を譲渡、担保設定その他の処分をすることができないものとする。
- 2 本匿名組合員が本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本匿名組合契約に基づく権利又は義務を譲渡しようとする場合、本匿名組合員は速やかに、当該譲渡につき、営業者に対し書面により承諾を求めるものとする。
- 3 営業者が本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位の譲渡を承諾する場合、譲渡人、譲受人及び営業者において営業者の定める様式による持分譲渡契約を締結し、営業者は当該持分譲渡契約書の原本における営業者の署名欄に譲渡日付の確定日付を付して、当該原本を買主に交付するものとする。
- 4 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づく権利若しくは義務又は本匿名組合契約上の地位を、譲受人に一括して譲渡する場合以外には、譲渡できないものとする。
- 5 譲受人が以下の各号に該当する場合には、本匿名組合員は、かかる者に対する本匿名組合契約に基づく権利若しくは義務又は本匿名組合契約上の地位の譲渡、担保設定その他の処分を行うことができず、また、営業者は、本匿名組合員によるかかる譲渡、その他の処分を同意してはならない。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 相続による本匿名組合契約上の本匿名組合員の地位を承継する者は、前項各号に該当しない者 1 名に限り、営業者の書面による承諾を得て、当該地位を承継するものとする。

第 20 条 （秘密保持義務）

- 1 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報（但し、次の各号に掲げる情報を除く。）を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとする。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も契約終了の日から 2 年間は存続するものとする。
- (1) 開示された時点で、すでに公知となっている情報
 - (2) 開示された後に、自らの責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 開示された時点で、すでに自ら保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示された情報
- 2 前項にかかわらず、営業者又は本匿名組合員は、適用法令、行政官庁、金融商品取引所、自主規制機関その他法令に基づく権限のある当局の要請ある場合、弁護士、公認会計士その他の法律上の守秘義務を負う外部専門家に開示する場合又は営業者、私募集約業者若しくは運用会社に対して開示する場合、当該情報を開示することができる。
- 3 前項に基づき秘密情報を第三者に開示する場合、営業者又は本匿名組合員は、当該第三者が法令に基づく権限のある当局又は法律上の守秘義務を負う外部専門家である場合を除き、当該第三者に対し、本条の義務と同等の義務を遵守させ、当該第三者による秘密情報の取扱いに関して相手方に対し一切の責任を負うものとする。

第 21 条 （金融商品取引法に係る確認事項）

- 1 本匿名組合契約は、金商法第 37 条の 3 第 1 項の書面及び同法第 37 条の 4 の書面の一部をなすものとする。
- 2 本匿名組合員及び営業者は、本匿名組合契約に基づく出資の申込みの勧誘に際し、私募集約業者から本匿名組合員に対し、書面の交付を行った上で、(i) 当該取得の申込

みの勧誘が金商法第 23 条の 13 第 4 項第 2 号イに該当することにより当該勧誘に関し金商法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていないこと、及び(ii)本匿名組合契約に基づく出資持分は金商法第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる権利に該当することを告知済みであることを確認する。

第 22 条 (改訂・変更)

- 1 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には、個別に本匿名組合員の同意を得ることなく、営業者の裁量により変更されるものとする。但し、係る変更が、(i)本匿名組合員の利益に適合し、(ii)契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに限る。
- 2 本約款が改訂・変更される場合、営業者はその効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を、事前に書面又は電子メールにより通知するものとする。

第 23 条 (不保証・営業者の免責)

- 1 本匿名組合員は、本匿名組合契約に関する「匿名組合契約締結にあたってのリスクについて」の項を含む契約締結前交付書面を熟読し、その内容を理解した上で自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、営業者は、本匿名組合員に対する出資金の返還及び本営業の結果について何ら保証しないものとする。
- 2 営業者は、故意又は重大な過失ある場合を除き、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとする。
 - (1) 天災地変（火災、地震、洪水、落雷等を含むがこれらに限られない。）、疫病、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキその他の不可抗力
 - (2) 本匿名組合契約及び本約款に違反することなく行った本営業に関する活動
 - (3) 本匿名組合員の口座番号、本匿名組合員の設定したログインパスワードその他のセキュリティ事項の第三者による悪用
 - (4) 本匿名組合員、本発行者、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステムの故障、誤作動又は第三者による悪用
 - (5) 営業者が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて、当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの侵入
 - (6) 取引慣行上通常要求される注意をもってしても防御しえない第三者による不正アクセス又は通信経路上での傍受

- (7) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合その他電気通信事業者の責めに帰すべき事由によるもの
- (8) 本匿名組合員の匿名組合契約申込みに関する虚偽の事実の告知
- (9) 本発行者による運用先有価証券に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の提出

第24条 (準拠法)

本匿名組合契約及び本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとする。

第25条 (管 轄)

営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約及び本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。

第26条 (規定外事項)

本匿名組合契約又は本約款に定めのない事項については、民法、その他関係法令・条例及び商取引の慣行に従い、営業者及び本匿名組合員との間で誠実に協議の上決定するものとする。

(以下余白)

別紙1

投資一任契約の概要

1. 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部の委託をする場合における当該委託を受けた者の名称及び当該委託の範囲を含む。）

運用会社に対し、本匿名組合契約に係る出資持分に関する金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部を一任するとともに、当該投資判断に基づき投資を行うのに必要な権限を委任し、本匿名組合員のために本匿名組合契約に基づき本匿名組合員から出資を受けた金銭その他本匿名組合員のために運用を行う金銭その他の財産の運用を行う権限の全部を委託する。

なお、投資判断の実行に係る権限の全部又は一部の再委託は行われていない。

2. 報酬の額及び支払の時期

営業者は、運用会社に対して、業務の対価として、以下の金額の報酬を、以下に定める期限までに支払うものとする。

(1) [●]

(2) [●]

3. 投資一任契約の解除に関する事項

営業者又は運用会社は、以下の事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。

(1) [●]

(2) [●]

4. 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

[●]

5. 契約期間

投資一任契約は、[同契約締結日]より開始し、[本匿名組合契約の全てが解除され又は終了した時点]で終了する。

6. 投資一任契約に係る営業者の資産の内容及び金額

[●]

7. 投資一任契約に基づき営業者のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名

本匿名組合契約別紙（主要条件）記載の運用責任者

8. 投資一任契約に基づき営業者のために行う当該顧客の資産に係る投資の方法及び取引の種類

金商法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券の取得及び売却

9. 運用財産の運用状況について

運用会社は、運用財産の運用状況について、[●]か月に1回報告する。

10. 【運用基本方針及び運用ガイドライン】

別紙のとおり

資産運用状況表

各位

●年●月●日

匿名組合（ファンド）名

営業者名

代表者の役職・氏名

連絡先担当者名

連絡先電話番号

●年度第●半期中の[匿名組合（ファンド）名]に属する資産の運用状況は、下記のとおりです。

記

I. 運用資産の状況（●年●月末現在）

1. 発行体が開示義務を負う株券等¹

銘柄名	上場日	取得日	取得価額	所有する数量	記載日の前半期の末日における時価	備考 ²

¹ 具体的には、(a)国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券、(b)(a)に掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券並びに当該新株予約権証券に係る新株予約権又は当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権を行使することにより取得する国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券を指す。

² 国内の金融商品取引所に上場されている株券等又は外国金融商品取引所等に上場若しくは継続的に取引されている株券等が上場廃止又は登録取消しされることとなった場合にその旨を記載する。

2. 発行体が開示義務を負わない、未公開株³及び未公開株等関連資産⁴

(1) 未公開株及び未公開株等関連資産に関する事項

銘柄名	取得日	取得価額	所有する数量	記載日の直前の事業年度又は計算期間の末日における貸借対照表計上額	備考 ⁵

(2) 発行体が開示義務を負わない未公開株及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公

³ 国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券以外の内国株券又は外国株券並びに未公開株の発行者が発行する非参加型優先株又は子会社連動配当株、新株予約権証券及び新株予約権付社債券を指す。以下同じ。

⁴ 未公開株等関連資産は、次の a から e までに掲げる資産をいう。以下同じ。

- a 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産を主として未公開株等及び継続保有株券等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産について主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分
- b 投資事業有限責任組合契約に関する法律 3 条に規定する投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分（出資者が共同で未公開株等及び継続保有株券等の取得及び保有のために出資を行い、出資された財産について主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用するものに限る。）
- c 受益証券（投資信託の投資信託財産を主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用するものに限る。）
- d 投資証券（投資法人が運用のために保有する資産を主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用するものに限る。）
- e 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券で a から前 d までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの

⁵ 未公開株等が金融商品取引所に上場されることとなった場合（当該上場が延期されることとなった場合又は取り消されることとなった場合を含む。）又は未公開株等若しくは未公開株等関連資産の発行者又は発行者以外の者が未公開株等又は未公開株等関連資産の発行者の破産手続開始、再生手続若しくは更生手続開始の申立てを行った場合又はこれに準ずる状態（(a)未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者が債務超過若しくは支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで法律に基づかない整理を行う場合 (b)未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者が債務超過若しくは支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することを決議した場合）となった場合にその旨を記載する。

開企業等」という。)に関する事項

A) 記載日の前半期末における未公開企業等の概要

未公開企業等の商号・名称	設立年月日	本店所在地	代表者の役職・氏名	事業の内容	資本金	発行済株式総数

B) 未公開企業等の主要な財務指標

(ア) [当該未公開企業等の商号]

	直前連結会計年度 ⁶ の末日における財務指標	当該直前連結会計年度の前年度の末日における財務指標
売上高※		
経常利益※		
親会社株主に帰属する当期純利益※		
配当総額※		
総資産の額		
総負債の額		
純資産の額		
監査法人又は公認会計士による監査の有無		

(注) ※を付けた項目については記載しない理由を注記する場合には、記載しないことができる。

⁶ 当該直前連結会計年度の末日以後提出日までの期間において終了する中間連結会計期間（四半期決算を行っている場合は四半期連結会計期間、第1四半期又は第3四半期のうち提出日の直前のものをいう。以下同じ。）がある場合には、当該中間連結会計期間を含む。また、未公開企業等が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合においては、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「中間連結会計期間」とあるのは「中間会計期間」と、「四半期連結会計期間」とあるのは「四半期会計期間」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、当該未公開企業等が連結財務諸表を作成している場合であって、営業者が当該連結財務諸表に係る記載をすることが適切と認めるときは、この限りではない。

3. その他の資産⁷

有価証券、上場商品、デリバティブ取引若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨を特定するための名称、銘柄コードその他の情報	取得日	取得価額	所有する数量	記載日の前半期の末日における時価

II. 1口当たり純資産額

	●年●月●日時点	(参考) ●年●月●日時点 ⁸
発行体が開示義務を負う株券等への投資額 (1)		
未公開株等及び未公開株等関連資産への投資額 (貸借対照表計上額) (2)		
その他の資産の合計額 (3)		
資産の合計額 (1) + (2) + (3)		
負債総額 (4)		
匿名組合持分の口数 (5)		
1口当たり純資産額 ((1) + (2) + (3) - (4)) ÷ (5)		

⁷ 債券、デリバティブ、FX ポジション、不動産投資信託受益権、現預金など。

⁸ 直前に開示した数値を記載するものとする。

(参考情報)⁹

	●年●月●日時点	(参考) ●年●月●日時点 10
未公開株等及び未公開株等 関連資産への投資額（評価 額）（7）		
1口当たり純資産額 （（1）＋（3）＋（7） －（4））÷（5）		

以上

⁹ 当該ファンドが未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係る業務を委託する監査法人又は公認会計士による算定数値（評価額）を得ているか否かを注記するものとする。

¹⁰ 直前に開示した数値を記載するものとする。

持分譲渡契約書

●（以下「売主」という。）、●（以下「買主」という。）及び●（以下「営業者」という。）は、売主と営業者との間で●年●月●日付で締結された別添の「匿名組合契約」（以下「本組合契約」という。）に関して、●年●月●日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり持分譲渡契約書（以下「本契約」という。）を締結する。本契約において用いられる用語の定義は、本契約において定めのある場合を除き、本組合契約に定める意味を有する。

第1条 （契約上の地位の譲渡）

- 1 売主は、●年●月●日（以下「譲渡日」という。）において、買主に対して、本契約に規定される条件に従い、売主が本組合契約に基づき有する本組合契約上の地位、権利及び義務（以下「本譲渡対象」という。）を一括して譲渡し、買主は、同日、本譲渡対象を譲り受ける。
- 2 営業者は、本契約書の原本における営業者の署名欄に譲渡日付の確定日付を付して、かかる本契約の原本を買主に交付するものとする。なお、確定日付の費用は買主の負担とする。
- 3 買主は、本契約をもって、売主から買主への本譲渡対象を譲渡した以後は、本組合契約に拘束されることに同意する。
- 4 本契約の各当事者は、本契約の締結をもって、本約款第[19]条第[1]項に基づく営業者による事前の書面による承諾がなされたことを確認する。

第2条 （譲渡の対価）

- 1 買主は売主に対して、本譲渡対象の譲渡の対価として金●円を、譲渡日に、売主が買主に対して別途通知する銀行口座に振込入金する方法により支払うものとする。なお、かかる振込に関する手数料は、売主の負担とする。
- 2 本譲渡対象は、前項の支払いがなされると同時に、売主から買主へ移転する。

第3条 （表明保証）

- 1 売主は、本契約締結日及び譲渡日において、買主に対して、以下の各号の事項が真実かつ正確であることを表明しかつ保証する。
 - (1) 本組合契約について、売主に何らの債務不履行事由その他の契約違反事由（表明及び保証の違反を含む。）も発生しておらず、解除事由は存在せず、これらの事由が生じるおそれはない。

- (2) 本組合契約について、売主は何らの損害賠償債務その他の金銭債務を負担していない。
 - (3) 本譲渡対象に担保権を設定していない。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始その他売主に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
 - (5) 反社会的活動を行う団体若しくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でなく、また、それらに所属していた経歴を有していないこと。売主が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他売主と関係のある者が、前記の者に該当しないこと。
- 2 前項に定める表明保証事項が真実に反し、又は不正確であることにより買主が損害を被った場合には、売主は、買主に対し当該損害を賠償するものとする。
 - 3 買主は、本契約締結日及び譲渡日において、売主及び営業者に対して、以下の各号の事項が真実かつ正確であることを表明しかつ保証する。
 - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始その他買主に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
 - (2) 反社会的活動を行う団体若しくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でなく、また、それらに所属していた経歴を有していないこと。買主が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他売主と関係のある者が、前記の者に該当しないこと。
 - (3) 以下の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）
 - (ii) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (iii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (iv) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (v) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (vi) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - 4 前項に定める表明保証事項が真実に反し、又は不正確であることにより売主又は営業者が損害を被った場合には、買主は、売主又は営業者に対し当該損害を賠償するものとする。

第4条 (費用負担)

本契約に別段の定めがある場合又は別途第三者が負担する場合を除き、本契約の作成及び締結に係る一切の手数料及び費用（印紙税等の公租公課を含むが、これらに限られない。但し、弁護士費用を除く。）は、売主と買主で折半するものとする。

第5条 (本契約上の地位の譲渡)

- 1 売主は、本契約に基づく権利義務の全部又は一部及び本譲渡対象を買主の書面による事前の承諾なしに譲渡、移転又は質入その他担保の用に供してはならない。
- 2 買主は、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を売主の書面による事前の承諾なしに譲渡、移転又は質入れその他担保の用に供してはならない。

第6条 (損益の帰属)

- 1 本譲渡対象に関する収益及び費用は譲渡日をもって区分し、同日前までに発生したものは売主に帰属し、同日以降に発生したものは買主に帰属する。但し、本譲渡対象に関する本約款第9条第1項に定義される収益及び費用の帰属は同項に従うものとする。
- 2 売主及び買主は、前項の帰属の取扱いを認識した上で、本譲渡対価を合意したことを相互に確認する。

第7条 (秘密保持)

- 1 本契約の当事者は、本契約締結の事実、本契約の内容、本契約の履行及び交渉の経緯、本契約に関連して他の当事者から開示された情報について、他の当事者の書面による同意がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、また、かかる情報を本契約に定められる目的以外のために使用してはならないものとする。但し、以下の各号に定める情報を除く。
 - (1) 当該情報受領時において既に公知の情報
 - (2) 当該情報の開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - (3) 当該情報の開示を受けた後、自らの責によらず公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示された情報
- 2 前項にかかわらず、売主、買主又は営業者は、適用法令、行政官庁、金融商品取引所、自主規制機関その他法令に基づく権限のある当局の要請ある場合、弁護士、公認会計士その他の法律上の守秘義務を負う外部専門家に開示する場合、又は私募取扱業

者、運用会社、若しくは事務管理受託者に対して開示する場合、当該情報を開示することができる。

- 3 前項に基づき秘密情報を第三者に開示する場合、売主、買主又は営業者は、当該第三者が法令に基づく権限のある当局又は法律上の守秘義務を負う外部専門家である場合を除き、当該第三者に対し、本条の義務と同等の義務を遵守させ、当該第三者による秘密情報の取扱いに関して他の当事者に対し一切の責任を負うものとする。
- 4 本条所定の秘密保持義務は、譲渡日から[3年]後の応当日まで有効に存続するものとする。

第8条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約は、日本法に準拠して解釈されるものとする。
- 2 当事者は、本契約に関連するあらゆる法的申立又は手続につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

第9条 (修正・変更)

本契約の条項は、買主、売主及び営業者の書面による合意によってのみ修正又は変更される。

第10条 (協議事項)

買主、売主及び営業者は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義を生じた場合については、誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上の証として、本契約締結日付で本契約書原本 1 通を作成し、各当事者がこれに記名押印の上、買主が原本を、売主及び営業者がその写しをそれぞれ保有する。/以上の証として、本契約締結日付で本契約の電磁的記録を作成し、各当事者が電子署名の上、その電磁的記録を保管する。

(買主)

[住所]

[氏名]

(売主)

[住所]

[氏名]

(営業者)

[住所]

[名称]

[代表者]

別添

(添付のとおり)

秘密保持契約書

●（以下「甲」という。）と●（以下「乙」という。）とは、●年●月●日付で締結された甲及び●（以下「営業者」という。）との間の匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」という。）に係る出資の持分の譲渡その他これに関連する取引（以下「本取引」という。）について検討するにあたり、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （秘密情報）

本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に対して、本取引に係る検討のために文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示した一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本取引の検討又は交渉の事実、内容、経緯及び結果をいう。但し、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- (1) 開示された時点で、すでに公知となっている情報
- (2) 開示された後に、自らの責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (3) 開示された時点で、すでに自ら保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から開示された情報

第2条 （秘密情報の取扱い）

- 1 甲又は乙は、秘密情報を第三者に開示せず、かつ、本取引の目的以外に使用しないものとする。
- 2 前項にかかわらず、甲又は乙は、適用法令、行政官庁、金融商品取引所、自主規制機関その他法令に基づく権限のある当局の要請ある場合、弁護士、公認会計士その他の法律上の守秘義務を負う外部専門家に開示する場合、又は営業者若しくは本匿名組合契約に係る私募取扱業者若しくは運用会社に対して開示する場合、当該情報を開示することができる。
- 3 前項に基づき秘密情報を第三者に開示する場合、甲又は乙は、当該第三者が法令に基づく権限のある当局又は法律上の守秘義務を負う外部専門家である場合を除き、当該第三者に対し、本契約と同等の義務を遵守させ、当該第三者による秘密情報の取扱いに関して相手方に対し一切の責任を負うものとする。

第3条 （返還義務等）

- 1 本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製

物（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、直ちに相手方に返還するものとする。

- 2 前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を相手方に書面にて報告するものとする。

第4条 （損害賠償等）

甲若しくは乙又は第2条第2項の第三者が相手方の秘密情報を開示するなど本契約の条項に違反した場合には、甲又は乙は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

第5条 （有効期限）

本契約の有効期限は、本契約の締結日から起算し、[満3年間]とする。

第6条 （協議事項）

本契約に定めのない事項について又は本契約に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議の上解決する。

第7条 （管轄）

本契約に関するあらゆる法的申立又は手続につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

本契約締結の証として、本書を二通作成し、両者署名又は記名捺印の上、各自一通を保有する。/本契約締結の証として、本契約の電磁的記録を作成し、両者が電子署名の上、その電磁的記録を保管する。

令和____年____月____日

(甲)

[住所]

[氏名]

(乙)

[住所]

[氏名]